

議題（３）「合併に関する基本的な事項」について

- ・資料１ 農業委員会選挙委員の任期と定数について

資料1 農業委員会選挙委員の任期と定数について

合併方式	農業委員会の数	合併特例法適用期間		合併特例法適用期間以降	
		在任期間	委員の数	委員の任期	委員の数
編入合併	新市に1つの農業委員会を置く (農委法第3条第1項)	平成17年7月19日まで (長岡市の選挙による委員の残任期間) (特例法第8条第1項第2号)	68人 長岡市の選挙委員(28人)+7市町村の選挙委員(協議により40人以内)が存続 (特例法第8条第1項)	平成17年7月20日から3年間 (平成17年7月19日前30日以内に選挙) (農委法第15条)	40人以内 (農委令第2条の2)
	新市に2つ以上の農業委員会を置く (農委法第3条第2項) (条件) 市の面積が24,000haを超えるか又は農地面積が7,000haを超える場合 (農委令1条の3)	合併後、1年を超えない期間 (協議で決定する) (特例法第8条第1項第1号及び同法第3項)	協議により各委員会ごとに80人を超えない範囲で従前の委員が存続 (特例法第8条第1項及び同法第3項)	協議で決定した日の翌日から3年間 (協議で決定した日前30日以内に選挙) (農委法第15条)	各委員会毎に選挙による委員の定数基準により条例で定める (農委令第2条の2)

農委法：農業委員会等に関する法律

農委令：農業委員会等に関する法律施行令

特例法：市町村合併の特例に関する法律

選挙による委員の定数の基準（農委令第2条の2）

- | | |
|--|-----------|
| 1 農地面積が1,300ha以下、または、基準農業者数が1,100以下の農業委員会 | ... 20人以下 |
| 2 1及び3に掲げる農業委員会以外の農業委員会 | ... 30人以下 |
| 3 農地面積が5,000haを超え、かつ、基準農業者数が6,000を超える農業委員会 | ... 40人以下 |

合併市町村の各農業委員会の実態

(1) 農業委員等

市町村名	選挙委員	選任委員			計	現農業委員の 任期満了日	
		計	農協推薦	共済推薦			学識経験
長岡市	28	5	1	1	3	33	平成17年7月19日
見附市	14	3	1	1	1	17	平成17年7月19日
栃尾市	15	4	1	1	2	19	平成17年7月19日
中之島町	13	5	1	1	3	18	平成17年7月19日
越路町	16	4	1	1	2	20	平成18年9月7日
三島町	10	5	1	1	3	15	平成16年3月31日
山古志村	10	3	1	0	2	13	平成17年7月19日
小国町	13	4	1	1	2	17	平成17年7月19日
合計	119	33	8	7	18	152	

(2) 農家数・農地面積・市町村区域面積

(農家戸数・農地面積は2000年農林業センサス)

市町村名	農家戸数	農地面積	市町村区域面積
長岡市	4,271戸	5,995 ha	26,245 ha
見附市	1,592戸	2,471 ha	7,796 ha
栃尾市	2,362戸	1,679 ha	20,492 ha
中之島町	1,145戸	2,599 ha	4,255 ha
越路町	986戸	1,242 ha	5,844 ha
三島町	443戸	751 ha	3,647 ha
山古志村	389戸	167 ha	3,983 ha
小国町	1,256戸	910 ha	8,615 ha
合計	12,444戸	15,814 ha	80,877 ha